

児童扶養手当の額が改定されます

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童のいる母子家庭などの保護者の方に支給される手当です。平成18年4月から、手当額が次のとおり改定されます。

○児童扶養手当

区 分	改正前（月額）	改正後（月額）
全部支給	41,880円	41,720円
一部支給	41,870円 ～9,880円	41,710円 ～9,850円

お問い合わせ

子育て支援課子育て支援係（☎6514）
浅井支所保健福祉課（☎74354）
びわ支所保健福祉課（☎75254）

障害福祉手当の額が改定されます

次の各手当額が平成18年4月から改定されます。

	改正前（月額）	改定後（月額）
特別児童扶養手当 1 級(重度)	50,900円	50,750円
2 級(中度)	33,900円	33,800円
特別障害者手当	26,520円	26,440円
障害児福祉手当	14,430円	14,380円
経過的福祉手当	14,430円	14,380円

○特別児童扶養手当

心身に中度以上のしょうがいがあると認められる20歳未満の在宅の方を養育している人に支給される手当

○特別障害者手当

心身に著しく重度のしょうがいがあるため常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅の人に支給される手当

○障害児福祉手当

心身に重度のしょうがいがあるために日常生活で常時介護が必要な20歳未満の在宅の人に支給される手当

本人および配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上あるときは支給されません。

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けておられない方もしょうがいの程度により対象となる場合がありますので、ご相談ください。

外国人の方も対象となります。

お問い合わせ

市福祉課しょうがい福祉係（☎6518）
浅井支所保健福祉課（☎74354）
びわ支所保健福祉課（☎75254）

10月から

サービス体系が変更

サービスは、しょうがいのある人の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる「しょうがい福祉サービス」と相談支援やコ

10月から

補装具費を支給

補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。利用される方に費用の1割負担をお願いしますが、所得に応じた自己負担の上限額を設定します。

ミニケースション支援（手話通訳等）などを行う「地域生活支援事業」に分けられます。
10月以降にホームヘルプやショートステイなどの「しょうがい福祉サービス」の利用を希望される方は、市の審査会による「しょうがい程度区分」の判定が必要になりますので、利用されるまでに手続きをしていただくことになります。市では、米原市、東浅井郡および伊香郡の2市6町共同で、審査会を設置する予定です。

しょうがい福祉サービス

給 付 の 種 類	サービスの名称
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）
	重度訪問介護
	行動援護
	児童デイサービス
	短期入所（ショートステイ）
	重度障害者包括支援
	療養介護
	生活介護
	共同生活介護（ケアホーム）
	施設入所支援
訓練等給付	自立訓練
	就労移行支援
	就労継続支援
	共同生活援助（グループホーム）

お問い合わせ

市福祉課しょうがい福祉係（☎6518）
浅井支所保健福祉課（☎74354）
びわ支所保健福祉課（☎75254）

障害者自立支援法のポイント

こ れ ま で	こ れ か ら
しょうがいの種類によりサービスを利用する制度がばらばらで複雑	・福祉サービスを利用するための仕組みを一元化し事業体系を見直し
制度・事業の実施主体が都道府県と市町村に分かれている	・身近な市町村が一元的に実施
サービスの支給が決定されるプロセスが不透明	・支援の必要度に関する客観的な尺度(しょうがい程度区分)を導入 ・全国共通の調査項目をもとに市の審査会で判定
施設から就労に移行する人が少ない	・一般企業での就職および継続的な雇用を実現するための就労支援事業を実施
サービスにかかる費用負担の仕組みが不安定	・国・県の費用負担の責任を強化 ・サービス利用者も応分を負担

サービスを利用したら、その提供にかかる費用の定率1割を負担することになります。ただし、負担が重くなりすぎないよう、所得に応じて1か月の負担上限額が設定されます。
なお、施設でサービスを利用する場合の「光熱水費」や「食費」は実費負担となります。
これらの負担については、収入や資産が一定以下の人は軽減されますので、くわしくは、お問い合わせください。

しょうがいのある人やお子さんがこれまでの指定の医療を受けるときの更生医療・育成医療・精神通院医療が「自立支援医療」として一本化されます。利用される場合は、原則として費用の1割負担が必要となります。ただし、所得に応じて上限額が決められ、負担が重くなりすぎないようになっています。

4月から

しょうがい福祉サービスの利用者負担

がいの人も共通の仕組みでサービスを受けられるようになります。この制度の主な特徴は次のとおりです。

しょうがい福祉サービスの利用者負担

区 分	世 帯 の 状 況	月額負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0 円
低 所 得 1	市民税非課税世帯で、サービスの利用するご本人の収入が80万円以下の方	15,000円
低 所 得 2	市民税非課税世帯	24,600円
一 般	市民税課税世帯	37,200円

4月から
障害者自立支援法がはじまります
しょうがい者施策が充実

障害者自立支援法とは

これまで、心身にしょうがいのある人を支援する「福祉サ

ビス」は、しょうがいの種類（身体・知的・精神）や年齢により別々の制度でしたが、『障害者自立支援法』では、どのしょう